

## 園内工事にあたっての注意事項

- 長野市靈園施設設置（入園）許可証がないと、工事等が出来ませんのでご注意ください。  
入園許可証は、長野市開発公社事務局（長野市若里3丁目22番2号）で受付・発行します。（必要書類：施設設置届出書(第6号様式)及び図面）
  - 工事が完了した時は、長野市靈園施設設置（入園）許可証を工事完了届書(第6号の3号様式)に添付して、管理事務所に提出し管理事務所長の検査を受けてください。
  - 通常職員は園内作業に出ておりますので、工事当日は、朝9時までに管理事務所に連絡（電話で可：026-241-8511）して下さい。連絡がないと入園できないことがあります。
  - 入園に際しては、管理事務所に入園許可証を提出し、入園簿に時間等を記載して下さい。  
入園許可証は帰りに管理事務所からお受け取りください。  
また、8時30分前及び17時以降の入園は原則としてできません。
  - 土日祝日、盆の8月13日～16日、春・秋の彼岸の期間中及び冬期間は、作業ができません。
- « 作業にあたっての注意事項 »
- コンクリート・モルタル練りは、ふね、鉄板を使用して通路や他の墓域を汚さないようご注意ください。
  - 工事終了時には後片付けをし石くず、残材、コンクリート、残土等は園内又は靈園付近に放置しないよう徹底ください。また、工事に使用した工具類は、排水のつまりにもなる為、園内の水汲場では絶対に洗浄をしないで下さい。
  - 車両等は、園内の幹線道路のみ侵入可能です。それ以外は人力等小運搬を使い作業願います。また、小運搬にクローラ等小型運搬機械を使用する場合、使用後は通路・蓋等原型に必ず修復してください。
  - 園内の樹木、施設、コンクリート蓋、縁石ブロック、墓石等に十分注意してください。  
(破損した場合には、至急管理事務所に届け出て、業者の責任に於いて修繕すること。)
  - カロート内の水抜きパイプから水が排水されるか必ず確認してください。
  - 園内及び建立された墓石等には、はり紙、立て札、広告等は一切しないで下さい。
  - 園内の営業活動は原則として禁止します。
  - 自由墓地の設置位置は、境界から間口、奥行きとも5cm離し、高さは墓域の地盤から  
2. 5メートル以内に設置してください。
  - 規格統一墓地については、建立規定実施要領により設置して、自由墓地、規格統一墓地とも設置終了後に、靈園管理事務所長の検査を受けてください。
  - 検査に合格しない場合、設置を認めない場合もありますので、建立にあたり不明な点は、管理事務所等で確認のうえ間違いないよう工事に着手ください。

上記に違反したり、無届けで作業をした場合、一定期間の作業停止の処置及び今後の入園を許可しないことがあります。

# 規格統一墓地建立規定実施要領

この規定は、長野市靈園使用承諾条件の墓域に設置する施設の基準についての実施要領であり、靈園内の主に規格統一墓地の建立にあたり一層の統一化をはかるとともに、公園としての美観を保ち、より良い靈園建設の為に定めるものである。

## (墓碑の設計施行に関する基準)

1. 墓地使用者が墓碑等の設置（修繕を含む）工事に着手しようとする場合は、別紙様式にしたがい、施設設置届出書を提出し承認（長野市靈園施設設置（入園）許可証の交付）を受けること。工事終了のときも同様に承認（検査）を受けること。検査に合格したもののみ設置を認める。

2. 墓石の各寸法は、別紙図面1による。

### 3. 竿石について

黒（白）御影石で、石質は粒子が細かく密で、見た目に均一でムラがなくキズ等が無いこと。本みがき仕上げであること。竿石と上台（台石）の接触面は平坦ですき間のない様に加工すること。

### 4. 台石について

白御影石で本磨き仕上げであること。

### 5. 敷石（芝石）について

柴石（松代産）で粗みがき仕上げ以上とする。青色の柴石を用いる。

### 6. 花立

竿石と同じ色の御影石を用い、本みがき仕上げであること。

7. 花筒は、アルミ製で表面は銀色アルマイト処理の円筒形花筒で、公社指定のものを用いること。（見本は管理事務所にあり）

8. ふた石は、柴石で、粗磨き仕上げ以上のものを使用すること。

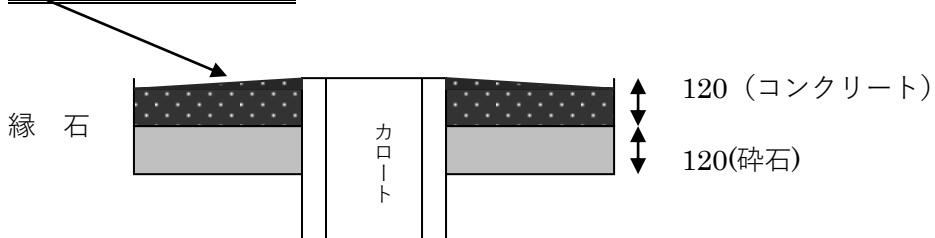
### 9. カロートについて

内部にたまつた砂はとり除きその分碎石を入れること。

### 10. 基礎工事について

1) 基礎工事の形状は別紙図面2に示すようにする。

2) 基礎コンクリートの天端高は、カロート枠の最高位を基準とし、カロートに水が入らない様に勾配（縁石より約3cm）をつけること。



3) 基礎碎石は、CR4.0以下とし、敷厚は12cm以上とする。

4) 基礎コンクリートの強度は180kg/cm<sup>2</sup>以上として、コンクリート厚は12cmとする。

5) 基礎鉄筋は、D-10mmを使用する。別紙図面3の通りに加工組立てる。

## 11. 目地について

竿石、台石、敷石の目地については、石材用コーティング仕上げとする。壁面墓地については、モルタルを使用しないで、石材用コーティング仕上げとする。

## 12. 墓誌について

原則として竿石に刻む戒名が数件に及び、彫刻できなくなった場合に設置を認める。形状寸法は別紙図面4・5による。墓誌の部分は、その竿石の色にあわせた本磨き仕上げの御影石とし、台は柴石を用いること。基礎については、別紙図面4・5による。

## 13. 香炉について

設置は自由であるが、設置する場合は次による。

形状寸法及び基礎は、別紙図面6による。オリンピック型香炉を使用し、竿石と同じ色の本磨き仕上げの御影石とすること。

## 14. 五色石について

白色石が60%～70%、黒色系石が30%～40%程度の割合で均一に混合されており、粒径は5mm～10mmの丸みをおびた、偏平でない石を使用すること。使用量は4m<sup>2</sup>で7袋（1袋20kg）以上、6m<sup>2</sup>で9袋以上、9m<sup>2</sup>で13袋以上とする。なお見本は、管理事務所においてあるので参考にすること。

## 15. 石碑等の設置位置について

### 1) 石碑

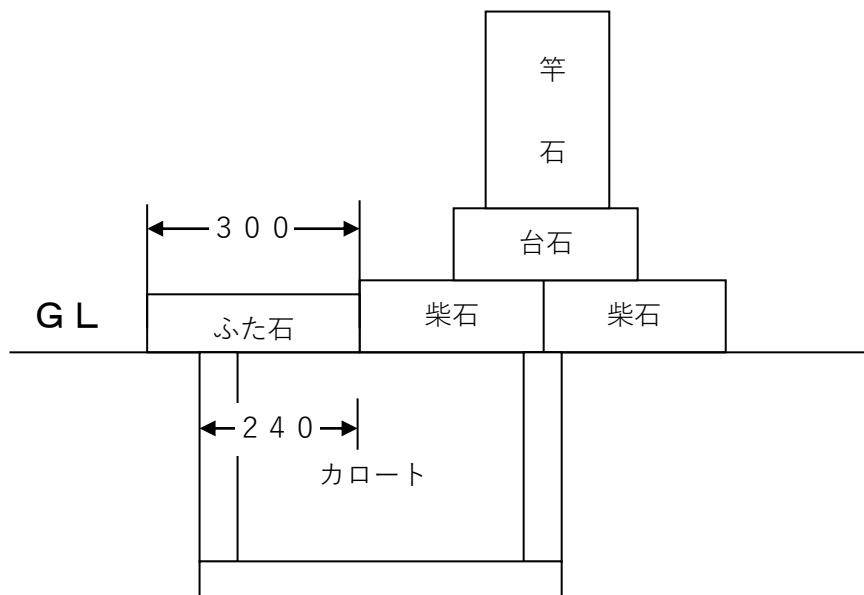
（正面に向かって左右方向およびねじれ防止）

石碑は竿石の正面にむかって左右方向の中心がカロート（又は階段）の中心にくるように設置すること。また石碑の向きは、階段の正面にくるようにすること。

（石碑の前後方向）

ふた石は図のようにカロートに直角に24cmかかるように設置すること。

台石は芝石の中央に設置し、竿石は台石の中央に設置すること。



(石碑の高さ)

カロートの天端を G L とする。4 m<sup>2</sup>では G L から 78 cm 高が竿石の天端高となる。

同じく 6 m<sup>2</sup>では 84 cm、9 m<sup>2</sup>では 90 cm が竿石の天端高となる様に設置する。

## 2) 墓誌

墓誌の寸法は、別紙図面 4・5 を参照し設置位置は次のとおりとする。

- 4 m<sup>2</sup> 芝台の前面より 15 cm 後ろが墓誌台左側面と一直線になるようにし、墓誌台裏面は縁石に付ける。
- 6 m<sup>2</sup> 芝台の前面と墓誌台左側面は一直線になるようにし、墓誌台裏面は縁石に付ける。
- 9 m<sup>2</sup> ふた石の前面と墓誌台左側面は一直線になるようにし、墓誌台裏面は縁石に付ける。

百日紅、五月、ならの木苑の場合は、設置しようとする墓域が正面から見て右傾斜（階段が右によっている区画）の場合は石碑の正面に向かって左側へ、左傾斜（階段が左によっている区画）の場合は石碑の正面に向かって右側へ設置すること。また、区画が一番高い所（通り中央に位置する区画）は右に墓碑を設置する。あかもつ、いちい、むくげ苑、の場合は正面に向かって右側に設置すること。しなの木苑の場合は正面に向かって左側に設置すること。

3) 香炉は、ふた石の前に置くこと。

4) ローソク立は類似したものでよい。

16. 花立て、香炉、墓誌、ローソク立以外の祭具の設置は認めない。

17. 植栽について

樹木の高さが地盤より 80 cm 以内に整形できる常緑樹を使用し、植栽面積は 1 m<sup>2</sup> 以内とする。芝類及び生垣は認めない。